

Title	介護予防の社会システム化に関する一考察 - 分析フレームワークの活用 -
Sub Title	
Author	松木, 英男(Matsuki, Hideo) 田中, 滋
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2002
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2002年度経営学 第1808号 連絡が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002002-1808

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論文要旨

所属ゼミ	田中滋 研究会	学籍番号	80128774	氏名	松木 英男
(論文題名)					
介護予防の社会システム化に関する一考察 ー分析フレームワークの活用ー					
(内容の要旨)					
疾病構造の変化と高齢化の進展は、生活障害（介護）に苦しむ高齢者を増加させている。特に今後は後期高齢者（75歳以上）の増加が予想され、その対応が早急の課題となっている。 西暦2000年4月に介護保険制度が発足し介護の社会化が行われた。しかし介護地獄の家族や劣悪な状況に置かれた高齢者への対応が優先され、適切なリハビリやケアが行われれば本来は要介護状態が軽くなる高齢者や、場合によっては自立可能な高齢者が置き去りにされている。国も「介護予防」の重要性を謳っているが、その対象は今後高齢者の仲間入りをする「団塊の世代」であり、適切な運動や食事によって健康を維持する「健康増進」が中心となっている。 確かに介護保険の「上乘せ」や「横出し」によって追加サービスの購入は可能である。しかし、そのサービスは国によってメニューは示されているものの、実際に行うかどうかの判断は各地方自治体に任されており、効果のあるサービスを十分に提供できているとはいいがたい。効果ある医学的方法論が確立されていないことが原因の一つであると考えられる。 最近介護予防に関する医学的方法論が研究され、ある程度の効果が認められてきている。サービスの内容によっては高齢者のQOLの向上と共に、介護保険給付額の急激な増加を抑制することが可能であると予想される。 しかし、いくら効果のある医学的方法論であっても、実行されなければ意味は無い。効果ある医学的方法論が実行されるためには、費用を負担する主体が経済的なメリットを享受する仕組み、インセンティブシステムが重要である。そこでそのようなサービスをどう評価して費用補償するか、言い換えれば社会システム化するかという「政治経済学的方法論」を検討することが重要となる。 ただし、本論文においては、「介護予防」の中でも「結果としての」介護状態となった高齢者を分析の対象とし、「健康増進」や「本当の介護状態に対する介護」は分析しない。 また、分析においては全体観を持ちながら冷静に判断しなければならない。そのために「分析フレームワーク」を用いることとした。これは、「分析のレベル」を縦軸に、「判断の機軸」「財の性質」「インセンティブシステム」「費用ー便益分析」を横軸にしたマトリックスである。これを用いることによって、分析のレベルや対象、また相互関係が明らかになり冷静な判断が可能となる。 本論文においては医学的方法論として「パワーリハビリテーション」を取り上げ、上記分析フレームワークで社会システム化を検討した。その結果、パワーリハビリテーションは“結果としての”要介護高齢者を本来の姿に戻すためのサービスであり人権の一部と考えられる。また、費用ー便益分析においてサービス実行の妥当性が認められ、実施主体として公的セクターの地方自治体に経済的メリットが享受されるため、保険者として介護保険制度の中で費用補償を行うインセンティブとなる。 ただし、財の性質が変化することにより、利用者・家族の過剰消費（モラルハザード）が懸念される。対象者選択時の適切なスクリーニングと、対象者一人あたりの支給回数や支給額に上限を設ける等のモラルハザード対策が必要である、との結論に達した。 また、本論文で使用した分析フレームワークの有効性を確かめることも出来た。今後、様々な介護予防に関する方法論が出てきた場合、その他の財・サービスを社会システム化する場合に活用することにより、体系的で冷静な判断が可能になる。					